

## スチュワードシップ活動の実施状況（2022年1月～12月）

原則	取組実績
<p>1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DBJAM（以下、「当社」という。）は、スチュワードシップ・コードに対する取組方針を策定し、公表しています。当該方針に則って、中長期視点に立った投資先企業等ならびに環境・社会のサステナビリティの分析・評価に基づき、運用プロセスへの当該分析・評価の組み込み、適切なエンゲージメント等のスチュワードシップ活動を継続的に実行しています。</li> </ul>
<p>2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、利益相反管理方針を策定し、公表しています。</li> <li>グループの利益相反管理・モニタリングを継続し、利益相反事例がないことを確認しています。</li> </ul>
<p>3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、投資先に対して日頃より充実したコミュニケーションを図り、投資対象の財務状況や経営等に関する一般的な対話にとどまらず、環境・社会・ガバナンス（ESG）の要素やサステナビリティの観点から情報収集・分析を行い、中長期的な観点から状況把握に努め、理解を深めています。</li> </ul>
<p>4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、投資先の状況を把握し、その中長期的な成長に関する課題を認識した場合には、投資先との間で当該課題認識を共有するとともに、投資先が課題を適切に解決するよう必要な働きかけを行っております。引き続き、投資家ニーズを起点としたESGインテグレーションの定着・高度化を進めてまいります。</li> </ul>
<p>5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、主として非公開市場における投資運用を行っていること、それぞれの投資案件の個別性も強いこと、株式投資に関しては主としてファンドを経由した投資となること等の実態に鑑み、議決権行使について予め基準を定めて結果を集計・公表することは考えておりませんが、投資先等との対話を通じて、社会の持続的成長に引き続きコミットしてまいります。</li> </ul>
<p>6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、委託等を受けた投資家に対して、投資先の事業実施の状況、財務や経営の状況等について、定期的に報告を行います。また、投資家への報告内容に関しては、投資家との対話に基づき、投資家にとって有益と考えられる事項を盛り込み、投資家の理解を促すうえでより適切なものとなるよう、随時工夫・改善を図っております。</li> </ul>
<p>7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、業務執行に携わるすべての役員が委員となる「責任投資委員会」を設置し、取締役会の監督の下、当該委員会において年度ごとにスチュワードシップ活動の実施状況について自己評価を行っております。</li> <li>また、当社は、スチュワードシップ活動を適切に行うための実力を運用の現場において養成していくことが重要と考えており、その実践のため、部門横断的な取組みを推進しております。</li> </ul>